

令和2年第7回臨時会

むかわ町議会会議録

令和2年 11月27日 開会

令和2年 11月27日 閉会

むかわ町議会

令和2年第7回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月27日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長提出事件の概要説明	7
報告第14号の上程、説明、質疑	7
議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第78号から議案第80号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	13
閉議及び閉会	17
署名議員	19

むかわ町告示第55号

令和2年第7回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月24日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和2年11月27日（金）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

報 告

報告第14号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)

議 案

議案第77号 工事請負契約の変更に関する件

議案第78号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第79号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例案

議案第80号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例案

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

令和2年第7回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年11月27日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 報告第14号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 6 議案第77号 工事請負契約の変更に関する件
- 第 7 議案第78号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第79号 むかわ町特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第80号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	東 千吉	議員	2番	舞 良喜	久 議員
3番	山 崎 満	敬 議員	4番	佐 藤	守 議員
5番	大 松 紀美子	議員	6番	三 上 純	一 議員
7番	野 田 省	一 議員	8番	三 倉 英	規 議員
9番	星 正	臣 議員	11番	北 村	修 議員
12番	中 島 勲	議員	13番	小 坂 利	政 議員

欠席議員（1名）

10番 津川 篤 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹 中 喜 之	副 町 長	渋 谷 昌 彦
支 所 長	齊 藤 春 樹	会 計 管 理 者	上 田 光 男
総務企画課長	成 田 忠 則	総務企画課参事	大 塚 治 樹
総務企画課主幹	梅 津 晶	総務企画課主幹	柴 田 巨 樹
総務企画課主幹	菊 池 功	町民生活課長	萬 純二郎
町民生活課主幹	菊 池 恵 美	健康福祉課長	藤 江 伸
健康福祉課主幹	今 井 喜代子	健康福祉課主幹	熊 谷 伸 一
産業振興課長	酒 卷 宏 臣	産業振興課参事	太 田 剛 雄
産業振興課主幹	高 木 龍一郎	産業振興課主幹	藤 田 浩 樹
建設水道課長	山 本 徹	建設水道課主幹	江 後 秀 也
建設水道課主幹	佐 藤 琢	会計室主幹	松 本 和 香
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課主幹	長谷山 一 樹
地域振興課主幹	菅 原 光 博	恐竜ワールド戦略室長	加 藤 英 樹
恐竜ワールド戦略室主幹	戸 嶋 英 樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻 井 和 彦
地域経済課長	吉 田 直 司	地域経済課主幹	藤 野 真 稔
地域経済課主幹	西 村 和 将	国民健康保険穂別診療所事務長	西 幸 宏
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	八 木 敏 彦

教育振興室長	田 口 博	生涯学習課 主 幹	松 本 洋
生涯学習課 主 幹	佐々木 義 弘	選挙管理委員 会事務局長	成 田 忠 則
農業委員 会事務局 長	東 和 博	農業委員 会事務局 長	藤 野 真 稔
監 査 委 員	数 矢 伸 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 巧	主 査	長谷山 美 香
---------	-------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第7回むかわ町議会臨時会を開会します。

冒頭であります。新型コロナウイルス感染拡大いたしております。防止対策のため、議場内ではマスクを着用とし、提案のほか発言等は自席とさせていただきます。

なお、一般の方の傍聴はできませんので、御了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、野田省一議員、8番、三倉英規議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第

109号のとおりですので、御了承願います。

◎町長提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長提出事件の概要説明を行います。

町長から提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに令和2年第7回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中、御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、報告1件、議案4件でございます。

報告第14号 専決処分報告に関する件につきましては、公用車で走行中に発生した事故につきまして、地方自治法の規定により、損害賠償の額を決定し、令和2年11月4日に専決処分いたしました。これを議会に報告するものでございます。

議案第77号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、奥地林道幌内栄線（第3号箇所）災害復旧工事の契約金額の変更につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第78号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、本年10月の人事院勧告の内容に基づき、職員の期末手当を改正しようとするものでございます。

議案第79号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第80号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の期末手当の一部改正を踏まえ、常勤の特別職及び議会議員の皆様の期末手当につきまして、改正をしようとするものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長提出事件の概要説明は終わりました。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第5、報告第14号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題とします。

本件について報告を求めます。

大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 報告第14号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件でございまして、令和2年9月15日、町内穂別48番地付近の道道穂別鷓川線において、公用車で走行中、右折する際、ウインカーを出したにもかかわらず、後方を走行していた車両が右後方より追越しをかけ、公用車の右側面と相手方の左前方が接触した交通事故によるものでございます。

過失割合につきましては1対9で示談が成立しており、損害賠償の額は3万2,296円でございます。町が加入しております全国町村総合賠償保険により全額支払われております。

損害賠償の相手方は記載内容のとおりでございます。

本件につきましては、令和2年11月4日付をもって専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

以上で報告第14号の説明を終了させていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで報告第14号 専決処分報告に関する件は報告済みとします。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第77号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第77号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

本件は、令和2年3月27日開催の令和2年むかわ町議会第2回臨時会、議案第37号におきまして議決をいただきました奥地林道幌内栄線（第3号箇所）災害復旧工事に係る請負契約につきまして、設計変更が生じたことから、契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき議会に提出するものでございます。

設計変更の内容につきましては、切土工、防護施設工、排水施設工、伐開物処理に係る数量の確定によるものでございます。

議決をいただきました契約金額の事項中、「8,910万円」から529万6,500円増額いたしまして、「9,439万6,500円」に改めるものでございます。

以上で議案第77号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 2つほど。

1つは3月の議決事件で、これまでのいろんな報告でもほとんど事業については発注済み等々というふうになっておりました。それがなぜ今ここに来て、こういう変更になったのか、随分時間がかかっているかなという感じがするので、その辺のところを明らかにしていただきたいというのが1つです。

それからもう一つは、臨時会でございまして、我々のところには、この議案が当日配付ということであります。したがって、こういうものについては非常に金額も多うございますので、何らかの説明資料を付していただくということを今後お願いしたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 西村地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（西村和将君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目なんですけれども、3月に発注いたしまして、こちらの工事につきましては、当初工期が10月20日までの工期で工事を実施しておりました。実施していたところ、土工量の増加に伴いまして、ちょっと施工日数がかかるということで、一度設計変更いたしまして、工期を12月25日までに改めております。それで、工事实施していたところ、今回、先ほど説

明いたしました切土工、防護施設工、排水施設工、伐開物等の数量が確定いたしましたので、今回、設計変更という形で契約変更の手続をしております。

今後につきましては、設計変更の内容等、分かる説明書等を用意して提案したいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私もちよっと記憶が今たどっているんですけども、覚えていないんですが、一度工期を変更したということが、それはいつのあれだったか、議会だったかというのをもう一回教えてほしいのと、それからそのときに今の伐開等のものが出てくる、そういうものに対する対応ということではどういうふうになっていたのか、その時点での状況等についても一回伺いたい。

○議長（小坂利政君） 西村地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（西村和将君） 工期変更につきましては、10月16日の臨時会にて議決されております。

今回の変更になったということなんですけれども、今回の工事につきましては、その1からその7まで7か所、被災箇所ありまして、そこを1か所工事として発注しております。前回の変更については、その4か所の伐開物だとかの土工量が決定して作業量がかかるということで工期変更をしております。今回につきましては、その4か所も含めてなんですけれども、ほかの箇所の不確定要素であります伐根物の処理数量、土工量、あと再利用資材の数量等が確定しましたので、変更を行っております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） そういうことで、順次変更が出次第きちっとかけるというのは非常に分かりよくていいというふうに思うんですが、10月の工期変更のときに、そうしたことに、今出されたようなことについても当然予測もされたんじゃないかと思うんですね。ですから、そのときにもそのような説明がきちっとあって、それからこういう経過をたどる可能性がありますとか、そういう説明をちゃんとしておくべきではなかったのかというふうに思うんですが、その辺のところ改めて、その対応経過について伺っておきたいというふうに思うのと、それからそうしたことによって工事の事業そのものが遅れたり、あるいは業者の取組にいろんな支障を来したりということにはなっていないのか、そこら辺含めてですね。災害復旧の林道関係ですから、直接的に急ぐ住民の暮らし等々に影響するというわけじゃないからいい

ようなものですけれども、しかし、こういう工事のありようというのはいかがかというふうな気がしますので、その辺含めてもう一回お願いしたい。

最後にですけれども、最初に言った、やっぱりこういうものを出してくるときには、これだけの中身の変更があるわけですから、やっぱりちゃんとした事前説明、当日の議案配付なわけだから、説明書なりなんなりというものをきちっと出して、我々に分かるようにしておくということが大事だ、その点、もう一回確認させてください。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、10月16日提出の案件につきまして、若干御説明申し上げます。

10月16日開催の第6回臨時会におきまして、10月1日付で専決処分をいたしました工事契約内容といたしまして、工期を令和2年4月1日から令和2年10月20日までのものを令和2年4月1日から令和2年12月25日までに改めるということで承認をいただいたところでございます。

そのときの説明としましては、伐開物の数量と切土工の内容の変更が生じたことから、期間を延長するという御説明をさせていただきました。その期間の延長の内容につきましては、2か月を超える延長となることから、地方自治法の179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をしたことを報告させていただきましたが、その際、今、議員から質問がありました、臨時会のときにその変更内容が把握できていたのではないかとということなんですが、今回の工事につきましては、国費を用いた公共災害の復旧工事の補助金を活用させていただいております、この段階では、変更が予測できた内容の部門の補助採択を受けることができなく、金額の変更ができるかどうか、工事の内容の変更ができるかどうかという段階でありまして、今回改めまして、国のほうの補助対策が下りたことによりまして、工事内容を施工できるといふ確約が取れましたので、金額を改めさせていただいているものでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに。

山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 先ほどの御質問の資料の部分というお話だったんですが、今後そういう部分で、大きく内容の変更がありましたら説明資料等で、事前に説明資料の部分は添付したいと考えておりますので、了解していただければと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 若干勉強不足で分からない部分なんですけれども、災害復旧工事ということで、補助金が今説明あったように、ちょっとそこが気になっていたんですけれども、設計変更するときには、要は規則的に災害復旧の補助金のルールとして、最初の額から変更しますよということを事前に補助金に当たるかどうかということを確認して今回みたいに提案してくるという形で、今までもそうだったんだろうかと、自腹出していないとは思うんですけれども、その辺は事前に調整を図って、ここに議決に上がってきているというふうに、要は持ち出しがないように、ないと言ったらおかしいけれども、国からの補助金の手当て、同じように当たるというふうに捉えていいんですかね。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） ただいまの御質問にお答えします。

復旧工事、特に財源がある復旧工事、ほかの工事もそうなんですけれども、工事請負につきましてもそうなんです、一応補助事業として町が執行していく内容につきましては、事前に採択を受けている、または採択を受ける見込みがあるものについては、契約のときに提案をさせていただいているところですが、今回については工事費用で500万を超える内容、減額になればその内々で収まるんですが、増額になるとしました場合、補助採択が受けられれば、工事を施工する場合、どうしてもその対象外でも町として執行しなければいけない内容であれば単独費を用いて、その決定に基づきまして、提案をさせていただく時期がちょっと変わってくるのかなというふうに思っております。

今回の件につきましては、10月の段階で変更、期間を2か月延ばしています。通常であれば1か月ぐらいで、工事の変更があった場合でも執行できるんですが、今回につきましては、国のほうに採択を求める形の期間という、北海道を通した国のほうの採択まで要する時間を加味した中で、期間の変更をさせていただいたところでございます。

設計内容の変更の見込みを道のほうに申請しまして、もうこの11月に入りまして、採択を受けられたことから、今回、臨時会開催されるに当たりまして、その内容を報告、契約変更について提案させていただきまして、今回議決をいただきましたら、その変更内容を期間内に執行していくという形になるというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

**◎議案第78号から議案第80号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決**

○議長（小坂利政君） 日程第7、議案第78号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第9、議案第80号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題とします。

議案第78号から議案第80号までの3件について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第78号から議案第80号まで関連がございますので、一括して提案内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第78号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

この改正は、令和2年10月7日及び同月28日の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が衆議院で可決され、現在、参議院に付託中がございますことから、これに合わせて、支給する給与の算定基準や調整方法を改めるため、関係条例の整備を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料の1ページ、給与等改定の概要を御覧ください。

初めに、一般職の職員の月例給でございますが、人事院の調査において民間給与との格差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行われなかったところでございます。

次に、期末手当、勤勉手当の支給月数の改定でございます。

期末手当、勤勉手当につきましては、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月引き下げ、4.50月を4.45月に改定するものでございます。

支給月数の引下げ分につきましては、期末手当に配分し、本年度につきましては、12月期の期末手当を0.05月引き下げ、1.3月を1.25月に改定するものでございます。

令和3年度以降におきましては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分し、それぞれ1.275月とするものでございます。

次に、議案第79号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第80号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

先ほど御説明申し上げました一般職の職員の期末勤勉手当と同様の支給割合にするため、支給月数を0.05月引き下げ、4.50月を4.45月に改定するものでございます。

支給月数の引下げ分につきましては、本年12月期の期末手当を0.05月引き下げ、2.25月を2.20月に、令和3年度以降におきましては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分し、それぞれ2.225月とするものでございます。

続きまして、説明資料3ページからの新旧対照表で御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。

初めに、議案第78号 むかわ町職員の給与に関する条例の改正条例案第1条に関するものでございます。

第26条の期末手当でございますが、同条2項の支給割合「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改めるものでございます。

続きまして、同じページ、むかわ町職員の給与に関する条例の改正条例案第2条に関するものでございます。

第26条の期末手当でございますが、同条第2項の支給割合「100分の125」を「100分の127.5」に改め、併せて同条第3項中「100分の125」を「100の127.5」に改めるものでございます。

次に、説明資料5ページをお開き願います。

議案第79号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の新旧対照表でございます。

初めに、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第1条に関

するものでございます。

第4条の期末手当でございますが、同条1項の支給割合「100分の225」を「100分の220」に改めるものでございます。

続きまして、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第2条に関するものでございます。

第4条の期末手当でございますが、同条第1項の支給割合「100分の220」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

続きまして、説明資料7ページをお開きください。

議案第80号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

第5条の期末手当でございますが、改正の内容につきましては、先ほど説明資料5ページで説明しました内容と同様の内容になっているものでございます。

それでは、議案集に戻って御説明を申し上げます。

議案集5ページをお開き願います。

議案第78号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第2条の改正規定は令和3年4月1日から施行とするものでございます。

続きまして、議案集7ページ、議案第79号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第2条の改正規定は令和3年4月1日から施行とするものでございます。

続きまして、議案集9ページ、議案第80号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第2条の改正規定は令和3年4月1日から施行とするものでございます。

以上、議案第78号から議案第80号まで一括して提案の説明を申し上げます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

まず、議案第78号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第80号の質疑を終わります。

これから議案第78号から議案第80号までの3件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第78号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第78号の討論を終わります。

次に、議案第79号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第79号の討論を終わります。

次に、議案第80号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第80号の討論を終わります。

これから議案第78号から議案第80号までの3件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第78号を採決します。

お諮りします。

議案第78号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号を採決します。

お諮りします。

議案第79号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号を採決します。

お諮りします。

議案第80号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第7回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時35分